

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和2年11月27日

岐阜県監査委員	伊藤秀光
岐阜県監査委員	高殿尚
岐阜県監査委員	鈴木靖
岐阜県監査委員	長縄直子
岐阜県監査委員	南圭一

I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

3 令和2年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	43	11	3	29
指導事項	37	14	5	18
検討事項	2	0	0	2
計	82	25	8	49

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年11月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和2年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

清流の国推進部

機関名	監査結果	講じた措置
地域スポーツ課	<p>旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 職員は、旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件666円が過払となっていた。</p> <p>2 職員は、旅費システムへの入力内容が誤っていたことにより訂正を求められたが、旅費システムに新たに旅行命令入力を行うことで対応し、旅費の支給を受けた。しかし、後日、支給を受けていたことを失念し、当初に入力していた旅行命令の内容を訂正したうえで再申請していた。こちらについても、旅行命令権者から承認を受け、また、復命についても承認を受けたことで、52,940円が過払となった。更に、先に支給を受けた旅費53,210円のうち、旅行の行程誤り等により270円の過払があり、1件計53,210円の過払となっていた。</p> <p>なお、宿泊を伴う旅行について、所属長は宿泊の事実確認をすることになっているが、勤務地が離れている職員による旅行であったため、電子メールで送付を受けた宿泊証明書</p>	<p>過払となっている旅費2件53,876円について、過年度戻入処理を行い、令和2年9月15日に当該職員から県に納入されていることを確認した。</p> <p>今後は、各職員の旅行命令及び復命入力時における適正入力の徹底、「旅費進捗状況管理表」の作成による承認時における適正な旅行内容の確認を徹底するとともに、宿泊を伴う旅行については、必ず宿泊証明書の原本にて宿泊の事実確認を行うよう徹底することにより、再発防止に努める。</p>

	で事実確認していたことにより、重複した旅行であることが見過ごされていた。	
--	--------------------------------------	--

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
河川課	公務中の1件の交通事故について、修繕料182,866円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、所属長から交通安全の意識を徹底し、交通事故の再発防止に努めるよう直接注意指導を行った。 また、所属職員に対し、交通安全に関する職場研修を実施するとともに、毎週実施している朝礼において交通安全意識の徹底と事故防止の啓発を繰り返し行い、交通事故の再発防止に努めた。 今後も継続的に注意喚起し、交通事故防止を徹底する。

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
都市政策課	旅費の支出事務において、職員は旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、後日、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。その後、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、1件370円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となっている旅費370円について、予備監査終了後、速やかに納入通知書を発出し、令和2年8月3日に納付されたことを確認した。 また、所属職員に対しては、旅費システムにより同一日に複数旅行命令を入力すると、「警告メッセージ」が表示されることを周知し、当該メッセージが表示された場合は、入力済の旅行命令を必ず確認するよう注意喚起した。

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
行政管理課	ICレコーダーの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体利用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がICレコーダーを利用していたので、今後は適正に処理さ	ICレコーダー等の長期使用が必要な外部記録媒体については、毎月必ず取扱管理者による使用許可・現物確認を受ける旨、課内職員に改めて周知した。 さらに、それらの各媒体ごとに責任

	りたい。	者（各係長）を置き、毎日の使用状況を管理するとともに、ISリーダーが毎月1日に各記録媒体の保管状況等を確認することとし、複数人によるチェック体制を整備した。
--	------	--

清流の国推進部

機関名	監査結果	講じた措置
ねんりんピック推進事務局	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らりたい。	毀損事故を起こした職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした県有物品の取扱いについて、より慎重に十分な注意を払うよう指導した。あわせて、所属職員に対して県有物品等の適正な使用及び管理について周知徹底を図った。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
廃棄物対策課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らりたい。	当該職員に対し、パソコンの取扱いについて一層の注意を払うよう指導を行った。また、所属職員にパソコンの毀損に関する研修を実施し、毀損事故防止の徹底を図った。
県民生活課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料77,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らりたい。	事故発生後、すぐに所属職員に対し、パソコンの取扱いについての注意を行うとともに、職場研修時にも、再度注意を行い、毀損事故防止の徹底を図った。

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
道路維持課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,900円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らりたい。	当課全職員に対して、電子メールにて職員用パソコンを含むすべての県有物品の取扱いについて、細心の注意を払うよう周知徹底を図った。 今後も定期的に物品の取扱いについて注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。